

専業主婦(主夫)の届出漏れの期間をお届出ください！ (特定期間該当届・特例追納のご案内)

国民年金の切替（第3号から第1号へ）が**2年以上遅れたことがある**方へ

- 「特定期間該当届」の手続きをすることにより
年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。

さらに、「特定期間該当届」の手続きをした期間は最大10年分の保険料を納付することができます（「特例追納」といいます）。

- この「特例追納」をすることにより、**年金額が増やせます。**

（特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです）

※すでに年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

主に次のケースの方が対象となります。

ケース1

会社員の夫が

- ・退職した
- ・自営業を始めた
- ・65歳になった
- ・亡くなった

ケース2

- ・妻自身の年収が増えて
夫の健康保険の
被扶養者から外れた
- ・会社員の夫と離婚した

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

このような時に切替が遅れて未納期間が発生している方

このお手続きをぜひご利用ください。

お問い合わせは、
お近くの年金事務所、または『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

受付時間

月～金曜日 午前8:30～午後7:00 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6630-2525**にお電話ください。
※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

お手続きいただきたい方

☛ 切替の手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

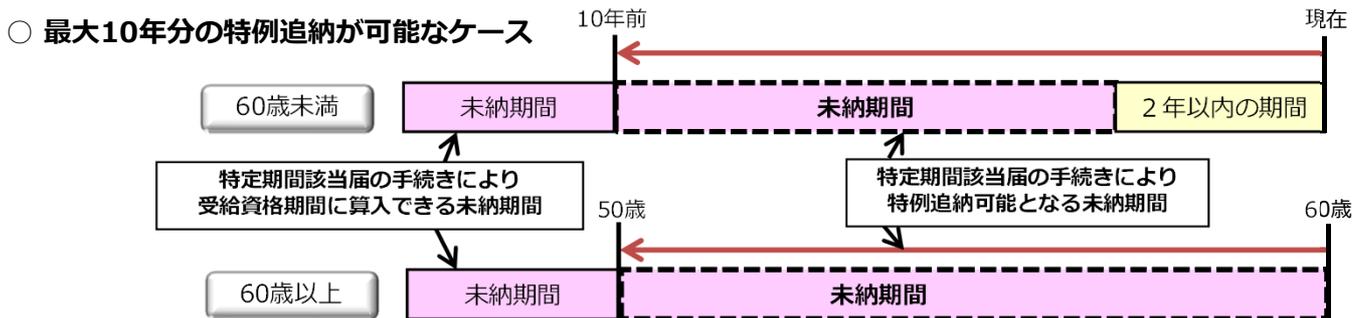
夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きが必要となります。この切替手続きが遅れ、2年以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。



お手続きのメリット！

☛ **メリット1 年金を受け取れない事態を防止できる場合があります** ➡ **特定期間化**
 「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の届出日以後、この「未納期間」について年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入することができ、老齢基礎年金または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映されません）

☛ **メリット2 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます** ➡ **特例追納**
 特定期間化された期間については、「国民年金特定保険料納付申込書」をご提出いただくことで、最大10年分の保険料を納めることができ、年金額を増やすことができます。（ただし、特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです）
 ※すでに年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。



○ **1カ月分の特定保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安**

$\frac{779,300\text{円 (平成29年4月時点の満額の年金額)}}{480\text{カ月 (40年} \times 12\text{カ月)}} \approx \text{年額で } 1,624\text{円 増額}$

☛ 追納する場合の保険料額(平成29年度における保険料額です)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
15,040円	15,160円	15,250円	15,510円	15,290円	15,140円	15,120円

※ 10年を超える期間の保険料を納付する場合は表中の最も高い額となります。

● 詳しくはお近くの年金事務所、または「ねんきん加入者ダイヤル」にお問い合わせください。